

新型コロナウイルス対策

市内事業者向け補助制度の創設及び申請受付の開始について

下田市では、長期化する新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けている市内事業者の皆様を支援するため、感染予防の強化や With コロナ・After コロナに対応した新しい事業展開、新しい生活様式への対応等に取り組む皆様を対象とした補助制度を創設します。

<各補助金の申請書類、申請マニュアルは、市ホームページ又は窓口で配布しています>

◇下田市ホームページ：URL <https://www.city.shimda.shizuoka.jp>（新型コロナウイルス対策本部）

◇窓口：下田市役所 産業振興課・観光交流課、下田市観光協会、下田商工会議所

◆事業1：新型コロナウイルス感染防止対策経営改善事業補助金

- ・補助内容 接客を主体とした事業所において行う感染予防、感染防止に向けた施設や設備の改修や備品等の購入にかかる経費
- ・補助対象 市内に事業所を有する会社、会社以外の法人及び個人事業主で、令和2年5月1日時点で営業実態があり、かつ一般客が利用できる施設を有する事業者
- ・補助内容 補助対象経費の1/2以内で、補助額の上限は50万円
・ ※ただし、補助対象経費10万円未満の整備は対象外となります。
- ・受付期間 令和2年8月3日(月)～令和2年10月30日(金) ※受付状況により変更の場合あり

◆事業2：ワーケーション環境整備事業補助金

- ・補助内容 下田市を訪れたワーケーション利用者に向けて、テレワークを活用したオフィス環境を提供することを目的に実施する施設整備にかかる経費
- ・補助対象 市内に事業所を有する会社及び個人事業主で、令和2年7月1日時点で営業実態があり、かつ一般客が利用できる施設を有する事業者
- ・補助内容 補助対象経費の1/2以内で、補助額の上限は20万円
- ・受付期間 令和2年8月3日(月)～令和2年11月30日(月) ※受付状況により変更の場合あり

◆事業3：中小企業販売力強化支援事業補助金

- ・補助内容 移動制限等で観光客等が減少した場合の販売力強化を図るために、インターネットを利用した通販サイトの開設やECモールへの出店等を行うための経費
- ・補助対象 市内に事業所を有する中小企業者、経済団体 等
- ・補助内容 中小事業者＝補助対象経費の2/3以内で、補助額の上限は20万円
経済団体＝補助対象経費の2/3以内で、補助額の上限は40万円
- ・受付期間 令和2年8月3日(月)～令和2年11月30日(月) ※受付状況により変更の場合あり

◎担当・問い合わせ窓口 ※各制度の詳細は下記担当までご相談ください。

下田市役所 産業振興課 地域経済促進係

・住所 〒415-8501 下田市東本郷1丁目5番18号

・電話 0558-22-3914 FAX 0558-22-3914

・メール sangyou@city.shimoda.lg.jp

・URL <http://www.city.shimda.shizuoka.jp>（新型コロナウイルス対策本部）

裏面記載の対象
事業例を確認し
てください！